

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

原告第5準備書面

令和2年3月12日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同	(主任) 川 上 資 人



第1 国賠法6条について

ネパール国では、本件のような事案において、日本人を含む外国人の被害者は、当局に対してヤータナに対する賠償法2053の第4条(甲14)に基づき、「ヤータナ」(取調べ、捜査、または訴訟手続の下に、あるいは、その他の理由で拘禁中の者に対して加えられた身体的、または精神的に重い苦痛を意味する。同法2条(a))について、損害賠償請求を行うことが可能である。

第2 亡アルジュンの相続関係について

1 前回準備書面において、ムルキ・アイン第3部16章2条の「同居(サゴル)」は、居住地を一にする(living together)の意味ではなく、ネパールの伝統的

大家族制度における共同財産のもとに生活する世帯 (undivided family、joint family) の意味であることを説明した。

亡アルジュンと原告とは共同財産分割も行っておらず、共同家族に属しているため、原告が上記2条あ)の「共同家族の妻」に該当することは明らかである。しかも原告は亡アルジュンの「唯一の妻」である(甲13)。

- 2 さらに実態としても、原告と亡アルジュンとは、結婚後、バグルン郡ドルパタン市第7区、旧ボラン村第1区に現在まで居住していた(甲13)。亡アルジュンはあくまで出稼ぎの目的で、2011年12月に来日したものであり、将来的にはネパールに帰国し、原告と同居することを前提としていた。このことは、2011年12月以降、亡アルジュンは、2回一時帰国しており、1回目の一時帰国が2014年7月から約3ヶ月間、2回目の一時帰国が2016年5月中旬頃から同年11月中旬頃(亡アルジュンが死亡する約4ヶ月前)までであり、一時帰国中は、原告と亡アルジュンが上記バグルン郡ドルパタン市第7区、旧ボラン村第1区において同居していたことから客観的に明らかである。

以 上